四　令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金の支給要件の該当性を判定するために必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宜野湾市一般会計補正予算における、沖縄県宜野湾市から、低所得者世帯を実施支援するための基礎とする情報（入所等以下同じ。）の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和六年度沖縄県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金の支給に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第百八十六号

町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定に基づき、千葉県香取郡多古町と山武郡芝山町との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、千葉県知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

香取郡多古町と山武郡芝山町との境界は、次の座標番号Ｐ十四、Ｐ十五、ＫＭ十五の各点を順次直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

なお、これらの各点を図示すれば、別図のとおりである。

座標番号	座標値
Ｐ十四	Ｘ座標　マイナス三二八五三・五四七メートル Ｙ座標　五六一三九・二五八メートル
Ｐ十五	Ｘ座標　マイナス三二八六五・七六二メートル Ｙ座標　五六一四〇・七〇二メートル
ＫＭ十五	Ｘ座標　マイナス三二八七〇・一〇八メートル Ｙ座標　五六一四一・二一六メートル

別　図

